

# 平成 29 年度 指導訪問等実施要項

静西教育事務所

## 1 基本的な考え方

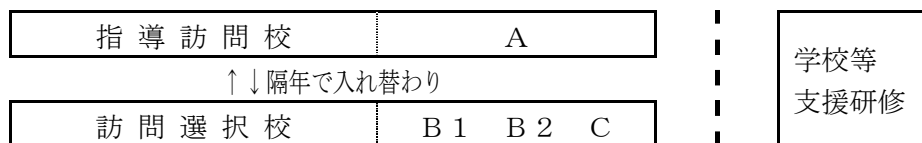
学校の指導力の向上及び市町教育委員会の主体性の向上をねらいとして、公立小・中学校に対して指導訪問、選択訪問等（以下、指導訪問等）を実施する。

指導訪問等では、学習指導要領の趣旨の下、各学校の主体性を生かし、指導主事による専門的・技術的な指導と助言を行うことを通して、学校全体の授業力向上、校内研修の活性化及び学校における教育力の向上に向けた複合的な支援を行う。

また、各学校が提出する「学校支援計画調書」を参考にしながら各学校の実態を把握するとともに、市町教育委員会と協力関係を確立して、有効な支援を行う。

## 2 指導訪問等の枠組み（これまでの「定期訪問」を「指導訪問」に改称するが、枠組みは平成 27、28 年度と同様に実施する。）

- (1) 管内の学校を、指導訪問校と訪問選択校に分けて訪問を行う。指導訪問校と訪問選択校は、隔年で入れ替わる。訪問期日は、静西教育事務所が年度当初に提示する。
- (2) 訪問期間は、原則として5月から1月までとする。
- (3) 訪問選択校は、次の三つの中から選択する。
  - ・ B 1…指導訪問と同様の支援を希望により実施する。
  - ・ B 2…テーマ選択訪問。内容は、別添資料「研修骨子」に示すテーマから学校が選択する。
  - ・ C…B 1、B 2とも実施しない。
- (4) 学校等支援研修は、指導訪問校、訪問選択校の別なく要請に応じて行う。ただし、内容や時期によっては要請に応じられない場合もある。年間1回要請可能。市町教育委員会を通して申し込む。



## 3 訪問する指導主事

- (1) 原則として、地区担当指導主事が訪問する。
- (2) 小学校 18 学級(含特別支援学級)以上及び中学校 12 学級(含特別支援学級)以上の学校は、原則として2人の指導主事が訪問する。

※ 小学校 31 学級(含特別支援学級)以上及び中学校 27 学級(含特別支援学級)以上の学校は、訪問する指導主事の人数を3人にすることもできる。該当校には、前年度3月中に静西教育事務所から連絡し、学校と協議の上、訪問する指導主事の人数を決定する。

#### 4 指導訪問等における授業

##### (1) A、B 1 における授業

ア A、B 1 では、公開授業（1～2 単位時間）及び中心授業（1 単位時間）を行う。

イ 中心授業は、訪問する指導主事(原則として地区担当指導主事)が担当する教科で行う。学校のやむを得ない理由により、訪問指導主事の担当教科と異なる教科で中心授業を行う場合は、事前に地域支援課指導監に連絡する。

ウ 放課後の全体研修は、中心授業に基づいた内容で行う。

エ 2 人の指導主事が訪問する場合にあつては、一つまたは二つの中心授業を設定する。また、3 人の指導主事が訪問する場合にあつては、二つまたは三つの中心授業を設定する。複数の指導主事が訪問する場合は、訪問指導主事と学校が協議をして中心授業の数を決定する。

##### (2) B 2 における授業

ア テーマにより、中心授業が設定可能な場合と不可能な場合がある。中心授業の設定については、別添資料「研修骨子」に基づいて、訪問する指導主事と学校が協議して決定する。

イ 公開授業は行わない。

#### 5 訪問日計画

静西教育事務所から、各市町教育委員会を通して「訪問日等一覧」を学校に通知し、調整後に決定する。

#### 6 訪問当日の内容、日程

訪問当日の内容、日程については、別紙「平成 29 年度 指導訪問等実施の手引き」を参考にする。

#### 7 その他

(1) 事前の連絡と提出物については、別紙「平成 29 年度 指導訪問等実施の手引き」を参照する。

(2) 指導訪問等に関するその他の内容は、学校及び市町教育委員会と相談の上で決定する。

(3) 幼稚園等、学校、教育委員会及びその他教育関係団体の要請に応じる「学校等支援研修」については、別に定める。